

埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金交付要綱取扱要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県介護老人保健施設整備利子補助金交付要綱（以下、要綱という。）の取り扱いについて定める。

第2 借り換える場合の取り扱いについて

（1）指定金融機関

要綱第2条第2項に規定する県が別に定める金融機関は、県内に本支店を有する金融機関とする。

（2）重複利子

要綱第3条に規定する重複利子とは、機構等からの既存の借入と指定金融機関への借り換え後の借入期間が重複した場合に発生する利子をいう。借り換えの際に借入期間が重複する場合は、借り換え後の借入分に係る重複期間分の利子については補助しないこととする。

（3）事前申請

借り換えを検討する事業者は、県高齢者福祉課に事前協議書（様式1）を提出しなければならない。その場合、借り換え計画書（別紙1）及び指定金融機関融資証明書（別紙2）を添付することとする。

その後、県高齢者福祉課で、指定金融機関との貸付契約内容等を審査し、適当と判断した場合は、事業者へ承認通知書（様式2）により通知する。

（4）提出書類

借り換える時期が交付申請前の場合は、要綱第8条に規定する申請書の添付書類として、借り換える時期が交付申請後の場合は、要綱第11条に規定する変更交付申請書の添付書類として、次の書類をそれぞれ添付することとする。

①機構発行の任意繰上償還計算書

②機構への繰上償還が証明できるもの

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月15日から施行する。